

事 務 連 絡

平成20年 3 月 28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

イタリア産モッツァレラチーズの取扱いについて

標記については、平成20年3月27日付け事務連絡により、カンパーニャ州以外で製造されたものについては輸入手続を再開し、同州から輸入されるものについては、引き続き貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じ当室まで連絡されるようお願いしているところです。

本日、イタリア政府から、3月26日現在の別添リストに掲げるものについては、本件には関係していない旨の情報の提出があったため、別添リストの届出については、輸入手続の保留を解除することとしますのでお知らせします。